



物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**（1時間当たり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**〔^{最大}
50人分〕を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、最大50人分
（1事業所当たり最大300万円）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
（賃金の支給が令和7年10月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間当たり60円
以上引き上げ**ていること。

（イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

受付開始

令和7年 **2月20日（木）**

支給上限

岩手県全体で30,000人を上限とし、
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和7年11月14日（金）で受け付け終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください

支援金申請について

必要書類

- ① 物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定月の前月分)
- ⑤ 別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥ その他、知事が必要と認める書類

支給対象事業者

次のチェック項目すべてに該当する者(法人の場合)

※個人事業主においても同様の要件に該当する必要があります(詳しくは下記の特設ページをご確認ください)。

- : 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人※1に該当。
- : 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- : 県内の事業所に常時使用する従業員※2を1人以上雇用していること。
- : 岩手県税に未納がないこと。

- : 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- : 過去5年間に重大な法律違反等がないこと。
- : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- : 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団、同条例3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- : 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑤のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの(後援会等)
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 岩手県が設立した法人
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

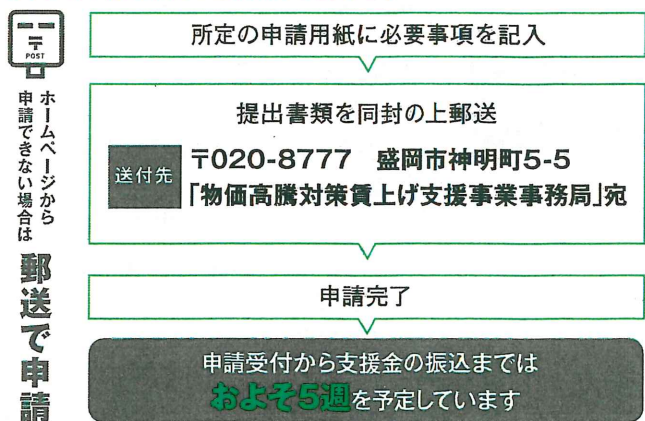
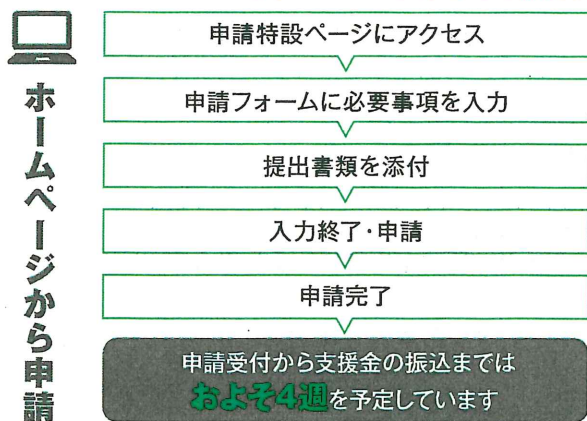
- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、 運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

申請方法

《ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください》



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が殺到している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予め御承ください。

申請特設ページはこちら

<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp>



申請書類の

ダウンロードはこちら



お問い合わせ ※提出方法がご不明な場合はこちらまでお問い合わせください

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局 〒020-8777 盛岡市神明町5-5

tel 019-601-7165 受付時間/9:00~17:00
(土・日・祝・お盆期間を除く)

mail info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

[2025.02]